

広告入り窓口用封筒無償提供者募集要項

1 募集期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月12日（金）まで

2 無償提供していただくもの

(1) 広告入り窓口用封筒

来庁者が住民票や戸籍全部事項証明など各種証明書などを持ち帰る際に利用する窓口用封筒

※必要に応じて来庁者が自由に利用するもので、市が利用を促進するものではありません。

ア 規格及び製作予定枚数

角型6号 紙厚70g/m²以上 30,000枚（予定）

角型A4号 紙厚70g/m²以上 28,000枚（予定）

イ 広告掲載封筒面積

封筒の表面・裏面下から3分の1程度

封筒の表面・裏面の残り部分は市の掲載部分とし、記載内容は指定します。

ウ 広告主について

市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者等の広告を優先的に掲載するよう努めてください。

※ア及びイについては、後日、確認書締結時に両者協議の上、最終決定します。

(2) 封筒設置台

広告入り窓口用封筒を設置するための台 16台（予定）

3 封筒及び封筒設置台の設置場所

瀬戸市役所（市民課・税務課）、支所3か所、斎苑

4 無償提供の期間

令和9年1月1日から令和9年12月31日までの1年間

5 提出書類

(1) 瀬戸市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱い要綱（平成24年7月2日施行）に定める瀬戸市広告入り窓口用封筒申込書（第1号様式）

(2) 住所を有する市町村の市町村民税（法人又は個人）納税証明書

※滞納がないこと分かる証明書であること。

※発行日から3か月以内のものであること。

(3) 会社概要（パンフレットなど）、封筒見本

6 提出方法及び場所

行政課に持参又は郵送してください。(郵送の場合は6月12日(金)の消印まで有効)
なお、持参の場合の受付時間は、土日及び祝祭日を除く日の午前8時30分から午後5時までとします。

※FAXやE-mailによる提出は受理しません。

7 申込資格

以下の条件を満たすものとします。

- (1) 申込の日において、瀬戸市契約規則(昭和40年瀬戸市規則第18号)第5条第3項の規定により作成した入札参加資格者名簿に登録がある者で、あいち電子調達共同システムの営業種目のうち、一般印刷、封筒及び広告に登録がある者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けている者であること。
- (4) 民事再生法に基づき民事再生開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けている者であること。
- (5) 申込の日から第10条の確認書を締結するまで間において、瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結)及び瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成19年12月1日施行)に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (6) 申込日から確認書を締結するまでの間において、瀬戸市指名停止取扱要領(平成13年8月1日施行)に基づき、指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 住所を有する市町村の市町村民税を滞納していない者であること。

8 注意事項

- (1) 瀬戸市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱要綱及び本要項の内容に適合しないもの、また虚偽の内容が記載されているものは失格となります。
- (2) 審査の経緯は公表しません。また、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けません。
- (3) 提出に要する費用は、申込者負担とさせていただきます。
- (4) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (5) 市の記載内容及び記載部分は、市が指定したものを掲載してください。

9 問い合わせ先

瀬戸市役所 総務部 行政課 契約検査係

電話(0561)88-2560